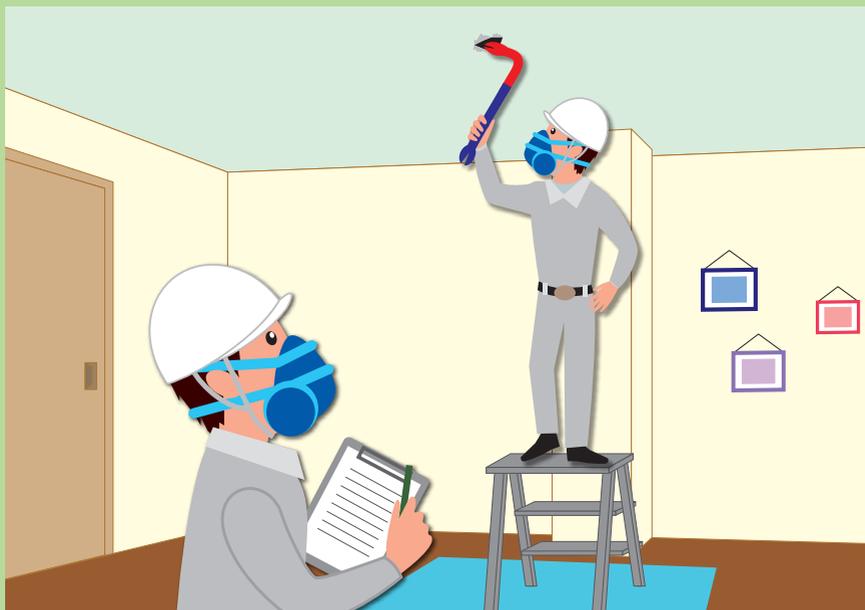


川崎市 木造建物を中心とした

# 石綿事前調査ハンドブック



## ～ハンドブックの目的～

現在、石綿(アスベスト)の新たな使用は禁止されていますが、今でも過去に建設された多くの建物の様々な場所に石綿を含有した建材が使用されています。今後、建物の老朽化により、これらの石綿が使用されている建物の解体作業が増加することが見込まれています。

建物の解体・改造補修工事を行う時は、石綿に対する適切な対策が必要となるため、事前に石綿の使用状況について調査をすることが法律・条例で義務付けられています。本ハンドブックはこの事前調査を行う際に活用していただくことを目的に作成しました。

本ハンドブックは木造の建物を中心に、石綿を含有している建材やそれらが使用されている箇所、現場での判別方法について写真などを載せて紹介しています。ハンドブックの内容を参考に、適切な事前調査を実施していただきますようお願いします。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

環境局 環境対策部 大気環境課

# 石綿とは

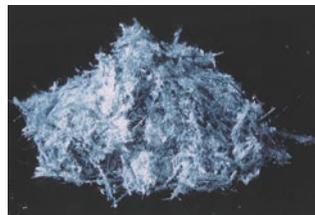
石綿は「アスベスト」とも言われ、天然に産する繊維状の鉱物であり、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類があります。その繊維は極めて細く、他の鉱物と比べて高い抗張力と柔軟性を持ち、耐熱性、電気絶縁性、紡織性、耐薬品性を有しています。これらの特性から工業的利用価値が高く、「奇跡の鉱物」、「魔法の鉱物」と重宝され、日本の高度成長期には海外から大量に輸入されていました。しかし、その後石綿の吸引による健康影響が明らかになり、各種法令で規制が行われ、現在では石綿の新たな使用は禁止されています。



石綿の原石



クリソタイル



クロシドライト

出典：厚生労働省パンフレット

写真提供：一般社団法人 JATI協会

# 石綿の使用状況

日本における石綿の輸入量は、戦後、徐々に増加し、1970年から1990年にかけては年間約30万トン輸入されていました。その後、輸入量は減少しましたが、2006年に石綿及び石綿含有製品の輸入、製造、使用等が禁止されるまで輸入は継続されていました。(図1参照)

輸入された石綿の約9割以上は吹付け石綿や石綿スレートなどの石綿を含有させた建材に加工されました。これらは鉄筋コンクリート造や鉄骨造の建物だけではなく、一般の木造住宅にも多く使用されてきました。今後、これらの石綿を含有した建材を使用している建物が耐用年数を迎え、解体される建物の数が増えることが予測されています。(図2参照)

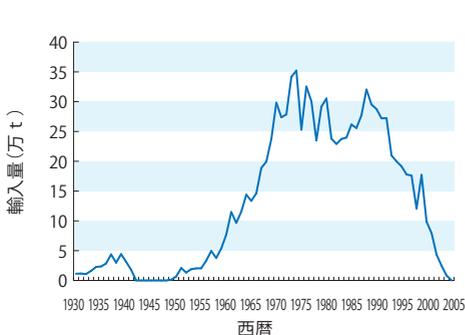


図1 石綿輸入量



図2 民間建築物の年度別解体棟数(推計) (出典：国土交通省)

## 石綿の健康影響

石綿繊維はとても細く、呼吸により吸引すると肺の奥まで入り込み、長期間にわたって体内にとどまります。その結果、約15年から40年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫などの病気を引き起こすことがあります。石綿はばく露した量が多ければ多いほど、肺がんや中皮腫などを発症する可能性が高くなると言われています。そのため、**身体への影響を小さくするためには、石綿のばく露量を少しでも少なくすることが大切です。**また、肺がんはタバコを吸うことにより、石綿だけをばく露した時と比べて、発症率が相乗的に高くなることが確認されています。

## 工事前の事前調査の必要性

石綿は上記のように身体に悪影響を与えるものですが、法令に基づいた適切な対策を行うことで、工事時における石綿の飛散を抑制することができます。

しかし、**石綿を含有した建材が使用されている箇所を事前にしっかり把握しなければ、飛散防止対策が適切に行えず、周囲に石綿を飛散させてしまうこととなります。**そうすると、作業員をはじめ、周辺に住んでいる住民など多くの人が知らない間に石綿を吸い込んでしまい、重大な健康被害を及ぼすことになりかねません。**そのため、工事前には、適切な事前調査を実施し、石綿含有建材の使用箇所を確実に把握する必要があります。**

## 発注者の方へ（発注者の責務について）

発注者は工事を発注するにあたって、法律・条例により次のことが義務付けられています。

- ・設計図書などの「石綿使用状況に関する情報」を施工業者へ提供すること。
- ・施工業者が適切な石綿飛散防止対策を行いながら工事が出来るように、工事の期間や方法、費用等について配慮すること。

特に、契約の際に、退去後すぐに解体を始めるように要求する事例や解体費用を不当に低く求める事例などが多く聞かれます。石綿を適正に除去するには、事前調査を行う期間や適切に除去するための費用が必要になります。発注者の方はこれらのことを理解していただき、適切な条件で工事契約を結ぶように施工業者へ協力をお願いします。

また、工事の内容によっては、事前に市役所に届出を提出する必要がありますので、工事を依頼する業者や大気環境課ホームページなどで必要な手続きについて確認してください。

大気環境課のホームページ：川崎市の大気 アスベスト（石綿）

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-5-0-0-0-0-0-0.html>

# 事前調査の方法

建築物・工作物の解体・改造補修工事を行う場合は、石綿の使用状況について事前に調査を行う必要があります。(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第67条の2ほか)

## ●調査方法

- ・設計図書などの資料による調査
- ・目視による現地調査



これらの方法でも石綿の有無が分からない場合は、建材の分析を行うか、建材に石綿を含有しているものとして取り扱う必要があります。

## 設計図書などの資料による調査

設計図面や改修履歴などから、建物の構造や使用されている建材を確認します。これらの資料から建材の製品名などが判明すれば、建材メーカーのホームページや下記のデータベースなどで石綿の含有情報を調べることができます。

国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」

<http://www.asbestos-database.jp/>

ただし、設計の変更や改修工事などにより、設計図書と現在の状況が異なっている場合がありますので、資料の情報だけに頼るのではなく、現地での目視による調査も併せて行うようにしてください。

## 目視による現地調査

現地において、建材を直接調査することにより、吹付材の有無や使用されている建材の種類・製品名、石綿含有の有無を調べます。

- ※建材の裏に押印されている「a」マークは石綿を含有している表示です。「a」マークが確認できた場合には、石綿含有建材として取り扱う必要があります。ただし、「a」マークは企業が注意喚起として自主的に付けたものなので、「a」マークが表示されていなくても、石綿を含有している場合があります。



## 施工時期による判断

平成18年9月1日以降は、労働安全衛生法により石綿を含有している建材は使用禁止になったため、平成18年9月1日以降に建設された建物や改修された部分については、原則として石綿が使用されていることはありません。

# 石綿含有建材とその使用箇所の例

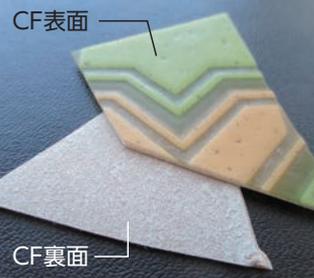
石綿含有建材の区分		建材の具体例	使用箇所の例	製造時期
石綿含有建材	吹付け石綿	吹付けアスベスト	鉄骨、天井、機械室	1956～1975
		石綿含有吹付けロックウール	鉄骨、天井、機械室	1961～1987
		石綿含有パーミキュライト(ひる石)	天井	～1988
		湿式石綿含有吹付け材	鉄骨、エレベータシャフト	1970～1989
		石綿含有吹付けパーライト	天井、梁	～1989
		石綿含有断熱材	屋根用折板石綿断熱材	屋根裏
	石綿含有保温材	煙突用石綿断熱材	煙突	～2004
		石綿含有けいそう土保温材	ダクト・エルボ部分	～1980
		石綿含有けい酸カルシウム保温材		～1980
		石綿含有パーミキュライト保温材(ひる石保温材)	ダクト・エルボ部分	～1980
		石綿含有パーライト保温材	ダクト・エルボ部分	～1980
		石綿保温材	ダクト・エルボ部分	～1980
	石綿含有耐火被覆材	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	柱、梁、壁、天井	1963～1997
		石綿含有耐火被覆材	鉄骨、梁、エレベータ周辺	1966～1983
	石綿含有成形板	スレート波板	外装材(外壁、軒天)	1918～2004
		スレートボード	内装材(壁、天井) 外装材(外壁、軒天)	1952～2004
		住宅屋根用化粧スレート	屋根材、外壁	1961～2004
		サイディング	外装材(外壁、軒天)	1960～2004
		けい酸カルシウム板第1種	内装材(壁、天井) 耐火間仕切り 外装材(外壁、軒天)	1960～2004
		パルプセメント板	内装材(壁、天井)	1958～2004
スラグせっこう板		内装材(壁、天井)	1978～2003	
押出成形セメント板		外装材(外壁、軒天)	1970～2004	
ビニル床タイル/ビニル床シート		床材	1951～1990	
パーライト板		内装材(壁、天井)	1951～1999	
ロックウール吸音天井板		内装材(天井)	1961～1987	
せっこうボード		内装材(壁、天井) 床材	1970～1986	
ソフト巾木		床材	(住宅用ほとんどなし)	
ルーフィング		屋根材	1937～1987	
セメント円筒	煙突材	1937～2004		

この表は、関係業界団体、建材メーカー等の公表データをもとに把握できている範囲で作成されているものです。この表に記載されている製造時期や建材以外に石綿が含有していないことを保証するものではありません。

(出典:国土交通省 目で見えるアスベスト建材第2版 一部抜粋)

# 建材の種類及び特徴

建材の名称／特徴	使用例	破断面等の拡大写真
<p><b>住宅屋根用化粧スレート</b></p> <p>セメントが主原料で、非常に固く、耐久性が高い。叩くと薄いセメント板を叩いたような音をする。住宅の屋根や外壁に使用される。</p>		
<p><b>窯業系サイディング</b></p> <p>セメントに繊維質原料を加え、板状に成型したもの。様々なデザインがあり、戸建て住宅の外壁に多く使用される。ボールなどで叩くと、穴が空いたり、表面が削れたりし、セメントが露出する。</p>		
<p><b>けい酸カルシウム板第1種 (ケイカル板)</b></p> <p>けい素、カルシウムを原料としたもので積層状のものが多く。比重が小さく、軒天・壁・浴室の天井などに使用される。ボールなどで叩くと、接触した部分が容易に削れる。</p>		
<p><b>スレートボード/フレキシブルボード</b></p> <p>セメントに繊維を混ぜて補強したもので、けい酸カルシウム板より比重が大きく、衝撃に強い。軒天・壁・浴室や車庫の天井などに使用される。叩くと薄いセメント板を叩いたような音が生じ、ガラスのような割れ方をします。</p>		

建材の名称／特徴	使用例	破断面等の拡大写真
<p><b>せっこう(石膏)ボード</b></p> <p>石膏を両側から紙で挟んだもので天井・壁に使用される。パールなどで叩くと容易に削れ、断面からは紙に挟まれた石膏が見える。</p>		
<p><b>ロックウール(岩綿)吸音板</b></p> <p>岩綿を圧縮して板状にしたもので、比重がとても小さく、天井に使用される。パールなどで叩くと、接触した部分が容易に削れる。</p>		
<p><b>ビニル床シート(CF)</b></p> <p>塩化ビニルを主原料としたシート。無地単一色、凹凸や柄がある物など、様々なデザインがある。クッション性があり、耐水性が高いため、水回りの床に多く使用される。</p>		
<p><b>ビニル床タイル(Pタイル)</b></p> <p>プラスチック樹脂を原料としたタイル。様々な色の物があり、住宅ではビニル床シートと同様に水回りの床に多く使用される。経年劣化や衝撃により、容易に割れる。</p>		
<p><b>押し成形セメント板</b></p> <p>セメントが主原料で、中空を有する板状に成型したパネル。集合住宅の外階段・外廊下や鉄骨造の外壁・間仕切りに使用されることが多い。</p>		

# 石綿含有建材の使用箇所例及び現場での判別方法

## ●木造戸建て住宅の場合

### 屋根



石綿含有建材の例：化粧スレート（製造時期：1961～2004年）など

### 判別方法

外観から判断。また、一部建材を取り外し、建材裏面を見て建材名や石綿の記載を確認。

### 外壁



石綿含有建材の例：窯業系サイディング（製造時期：1960～2004年）など

### 判別方法

外観から判断。また、一部建材を取り外し、建材裏面を見て建材名や石綿の記載を確認。

### 軒天



石綿含有建材の例：けい酸カルシウム板、スレートボードなど

### 判別方法

目視のほか、バールなどで叩いて音や破片の断面から建材の種類を確認。

## 天井 (浴室を除く)



(写真はすべて岩綿吸音板)

石綿含有建材の例：ロックウール(岩綿)吸音板、石膏ボード、パルプセメント板など

### 判別方法

目視のほか、ボールなどで叩いて音や破片の断面から建材の種類を確認。

## 壁



石綿含有建材の例：けい酸カルシウム板、スレートボード、石膏ボードなど

### 判別方法

目視のほか、ボールなどで叩いて音や破片の断面から建材の種類を確認。

### 石綿を含有している石膏ボードについて 一般社団法人石膏ボード工業会HPより

石綿を含有している製品は1970年～1986年までに製造された下表のものであり、この期間に製造された石膏ボード製品の1%弱です。また、これらの製品は一般住宅ではほとんど使われていません。

	石綿含有製品	防火材料認定番号
1	9mm厚準不燃石膏吸音ボード	第2006号、第2019号
2	9mm厚化粧石膏吸音ボード	第2014号、第2010号
3	7mm厚アスベスト石膏積層板	第1012号
4	9mm厚アスベスト石膏積層板	第1013号
5	9mm厚グラスウール石膏積層板	第1014号
6	9mm厚不燃石膏積層板	第1004号
7	7mm厚準不燃アスベスト石膏積層板	第2008号
8	15mm厚ガラス繊維網入り石膏ボード	—
9	12mm厚化粧石膏板(個)	(個)第1425号

※RC造の建物などで使用されている石膏ボードには石綿を含有している場合が散見されますので、特に注意が必要です。

**要注意!**





石綿含有建材の例：ビニル床タイル、ビニル床シートなど

### 判別方法

目視。絨毯やカーペット、ビニル床シートの下に、さらに他の床材が張られている場合があるので注意が必要。



### 石綿を含有しているビニル床シートについて

ビニル床シートの中でも、表面に凹凸があり、絵柄がついている下の写真のようなものは特に石綿を含有していることが多いです。



ただし、ビニル床シートが凹凸のない無地の物であることだけをもって石綿を含有していないと判断することは出来ませんので、施工年や設計図書、分析結果など、他の情報を含めて石綿含有の判断が必要です。

## 台所のコンロ周辺

コンロ周辺は耐火を目的として、石綿を含有している建材を使用していることが多いので、特に注意が必要です。

### コンロ周辺がタイル壁の場合

タイルの下地材に石綿含有建材を使用している場合があるため、バールなどでタイルを破砕して、下地材を確認します。下地材がけい酸カルシウム板やスレートボードであれば、石綿を含有している可能性が高いです。



### コンロ周辺が金属板の場合

金属板の裏に石綿を含有している建材が張られている場合があるため、バールなどで金属板をはがして下地材を確認します。



### コンロ周辺が化粧パネルの場合

化粧パネルの中には、けい酸カルシウム板の表面を樹脂塗料で化粧しているものがあります。バールなどで化粧パネルを破砕して、パネルの材質を調べるほか、設計図書や分析により、石綿含有の有無を調べます。



化粧パネル 例1



化粧パネル 例2

## 浴室

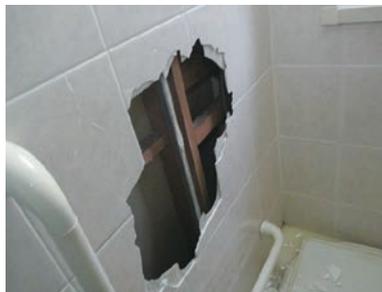


天井

けい酸カルシウム板やスレートボードを使用している場合があります。特に、集合住宅などの場合にこれらの建材が使用されていることが多くみられます。

### 判別方法

目視のほか、バールなどで叩いて音や破片の断面から建材の種類を確認。



壁

台所と同様に、タイル下地材やFRP裏面にけい酸カルシウム板やスレートボードを使用している場合があります。

### 判別方法

バールなどで壁を破砕して、下地材を確認。

## 戸袋



戸袋内部にけい酸カルシウム板やスレートボードを使用している場合があります。

### 判別方法

雨戸を引き出して、隙間から目視で建材を確認。

## ●木造戸建て住宅以外の場合の使用箇所例

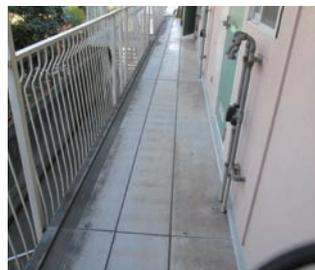
### 集合住宅



ベランダ仕切り板：スレートボード



外廊下、外階段：押出成形セメント板



### 工場・倉庫



外壁・屋根：スレート波板

### RC造建物



天井：ひる石（吹付け石綿）



屋上防水：ルーフィング



給排水管：セメント円筒管

# 調査シート (木造戸建て用)

所在地: \_\_\_\_\_ 工事件名: \_\_\_\_\_

建物構造: \_\_\_\_\_ 石綿調査・処分費: \_\_\_\_\_ 万 解体費: \_\_\_\_\_ 万 着工予定日: \_\_\_\_\_

使用箇所		建材の種類(使用されている建材を丸で囲む) ※赤字は石綿含有の可能性あり	
外装	外壁	窯業系・金属系・ALC・モルタル・土壁・タイル・レンガ・その他( )	
	屋根	化粧スレート・粘土瓦・金属系・その他( )	
	軒天	ケイカル板・スレート板・合板・金属・モルタル・その他( )	
	戸袋	ケイカル板・スレート板・合板・金属・なし・その他( )	
内装	玄関	天井	岩綿吸音板・石膏・パルプセメント板・合板・その他( )
		壁	石膏・合板・塗り壁・その他( )
		床	Pタイル・CF・土間・石タイル・その他( )
	トイレ	天井	岩綿吸音板・石膏・パルプセメント板・合板・その他( )
		壁	石膏・合板・塗り壁・その他( )
		床	Pタイル・CF・合板・石タイル・その他( )
	廊下	天井	岩綿吸音板・石膏・パルプセメント板・合板・その他( )
		壁	石膏・合板・塗り壁・その他( )
		床	Pタイル・CF・合板・その他( )
	洋室	天井	岩綿吸音板・石膏・パルプセメント板・合板・その他( )
		壁	石膏・合板・塗り壁・その他( )
		床	CF・合板・その他( )
和室	天井	石膏・合板・その他( )	
	壁	石膏・塗り壁・その他( )	
	床	畳・その他( )	
台所	天井	岩綿吸音板・石膏・パルプセメント板・合板・その他( )	
	壁	ケイカル板・スレート板・石膏・合板・塗り壁・その他( )	
	床	Pタイル・CF・合板・その他( )	
	コンロ周り	化粧パネル・ケイカル板・スレート板・石膏・ステンレス・タイル・合板・その他( )	
	コンロ周り下地	ケイカル板・スレート板・石膏・合板・モルタル・なし・その他( )	
浴室	天井	ケイカル板・スレート板・プラスチック・モルタル・合板・金属・その他( )	
	壁	スレート板・タイル・プラスチック・モルタル・金属・その他( )	
	壁(下地)	ケイカル板・スレート板・石膏・モルタル・発泡スチロール・なし・その他( )	
	床	プラスチック・石タイル・コンクリート・その他( )	

# 工事開始前のチェック

建物内部を含め、石綿含有建材の事前調査は済んでいますか？



発注者に対して、石綿の使用に関する調査結果を説明していますか？



市役所などへ必要な届出は済んでいますか？



周辺住民の方への挨拶(周知)は済んでいますか？



工事に関する掲示板は張り出していますか？



石綿の使用箇所が作業員にわかるようになっていますか？



## 必要な届出

### 建築物の解体の場合

吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用

使用面積  
50㎡以上

**A**

使用面積  
50㎡未満

**B**

石綿含有成形板を使用

床面積  
80㎡以上

使用面積  
500㎡以上

**C**

床面積  
80㎡未満

使用面積  
500㎡未満

**D**

石綿含有建築材料の使用なし

床面積  
80㎡以上

**F**

床面積  
80㎡未満

**G**

### 工作物の解体、建築物及び工作物の改造・補修の場合

吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用

使用面積50㎡以上

**H**

使用面積50㎡未満

**I**

石綿含有成形板を使用

**J**

石綿含有建築材料の使用なし

**K**

届出名	届出者	提出期限	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
事前調査結果届出書	元請け	着手 14日前まで	○	○	○	○				○	○		
石綿排出等作業実施届出書	元請け	着手 14日前まで				○							
石綿濃度測定計画届出書	元請け	着手 14日前まで	○					届出書必要なし	届出書必要なし	届出書必要なし		届出書必要なし	届出書必要なし
石綿濃度測定結果報告書	元請け	完了後 30日以内	○							○	○		
作業完了報告書	元請け／ 発注者	完了後 30日以内	○	○	○					○	○		
特定じん排出等作業実施届出書	発注者	着手 14日前まで	○	○						○	○		

着手:原則作業のための足場組立、または養生開始時

完了:原則石綿含有建材除去後にシートや足場の撤去が完了した時。ただし、石綿含有建材除去後すぐにシートや足場を撤去しない場合は、石綿含有建材除去が完了した時。

# 問い合わせ先など

## ● アスベスト処理技術について(審査証明取得技術一覧)

名称	電話番号	管轄区域・ホームページアドレスなど
一般財団法人 日本建築センター	03-5283-0468	<a href="http://www.bcj.or.jp/">http://www.bcj.or.jp/</a> (サイト内検索エンジンで「審査証明取得技術一覧」を検索)

## ● 建材の石綿含有調査等を行う機関(業者)に関しては

(社)日本作業環境測定協会精度管理センター	03-5625-4280	<a href="http://www.jawe.or.jp/">http://www.jawe.or.jp/</a>
-----------------------	--------------	---

## ● 大気中の石綿濃度調査等を行う機関(業者)に関しては

(社)日本作業環境測定協会精度管理センター	03-5625-4280	<a href="http://www.jawe.or.jp/">http://www.jawe.or.jp/</a>
-----------------------	--------------	---

## ● 民間建築物の助成制度に関しては

- 多数の人が利用する民間建築物の含有調査及び除去等への助成

川崎市まちづくり局指導部建築指導課	044-200-2757	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-5-2-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-5-2-0-0-0-0-0.html</a>
-------------------	--------------	---

## ● 石綿に関する講習や作業方法について相談したい時

建設業労働災害防止協会	03-3453-8201	<a href="http://www.kensaibou.or.jp/">http://www.kensaibou.or.jp/</a>
	045-201-8456	<a href="http://kensaiboukanagawa.com/">http://kensaiboukanagawa.com/</a>
建設業労働災害防止協会神奈川支部	川崎南 044-222-4433	川崎区、幸区
	川崎北 044-871-7005	中原区、宮前区、高津区、多摩区、麻生区

## ● 石綿の調査に関する制度・資格について

- 建築物石綿含有建材調査者制度

国土交通省住宅局建築指導課	03-5253-8111	<a href="http://www.mlit.go.jp/index.html">http://www.mlit.go.jp/index.html</a>
---------------	--------------	---

- アスベスト診断士

一般社団法人 JATI協会	03-5765-2381	<a href="http://www.jati.or.jp/">http://www.jati.or.jp/</a>
---------------	--------------	---

## 関係法令について

### ● 大気汚染防止法及び石綿に関する条例(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例)関係

川崎市環境局環境対策部大気環境課	044-200-2526	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-5-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-5-0-0-0-0-0-0.html</a>
------------------	--------------	---

### ● 廃棄物処理法関係

- アスベスト廃棄物の処理について

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課	044-200-2581, 2596	
-------------------	--------------------	--

### ● 建設リサイクル法関係

- 特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた建築物等の解体工事などの届出等について

川崎市まちづくり局指導部建築管理課	044-200-3088	<a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-2-7-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-2-7-0-0-0-0-0.html</a>
-------------------	--------------	---

### ● 労働安全衛生法関係

- 労働安全衛生法・石綿障害予防規則による建築物解体時の届出等について

神奈川労働局	045-211-7353	<a href="http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/">http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/</a>
川崎南労働基準監督署	044-244-1271	川崎区、幸区
川崎北労働基準監督署	044-820-3181	中原区、宮前区、高津区、多摩区、麻生区

## このパンフレットに関するお問い合わせ

川崎市環境局環境対策部大気環境課 電話 044-200-2526 ファックス 044-200-3922

## ○ ホームページ 川崎市の大気 アスベストについて

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-5-0-0-0-0-0-0.html>



このパンフレットは再生紙を使用しております。